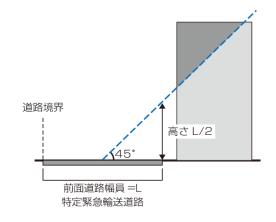
目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度の概要

対象建築物

以下①~③全てに該当する建築物

- ①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正以前に建築 されたもの(旧耐震基準)
- ③道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物(右図)



区内で指定された道路

(右図)

目黒通り

環状七号線

玉川通り

駒沢通り(目黒区役所から山手通りまでの区間)

山手通り(駒沢通りから目黒通りまでの区間)

制度の概要 助成制度の適用期間 …平成28年度末まで(義務) …平成28年度末まで(義務) 補強設計 …令和7年度末までに着手したもの(努力義務/期間延長) …令和7年度末までに着手したもの(努力義務/期間延長) …令和7年度末までに着手したもの(努力義務/期間延長)

…令和7年度末までに補強設計に着手したもの(努力義務/期間延長) ※適用期間内に診断を完了してください。



所有者の義務等

耐震診断の実施(義務)

- 義務が履行されない場合には、命令や公表等の措置を講じることがあります。
- ・耐震診断の実施後には、『耐震診断実施結果報告書』 を区へご提出ください。

耐震改修や建替え等の実施(努力義務)

- 耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には、補強設計および耐震改修の実施をご検討ください。 また、耐震改修の助成金額相当分を、除却・建替えに使うこともできます。
- ・耐震改修や建替え等の実施後には、『耐震改修等実施報告書』 を区へご提出ください。

申請に必要な日数

申請書類を提出すると、審査のうえ助成決定通知書が送付されます。

この助成決定日以降の日付で契約してください。

申請から完了までの期間が年度をまたぐ場合は「全体設計承認」の申請が必要です。

全体設計承認には、1~2か月程度かかります。

ご不明点は区へお問い合わせください。